

## ○再評価を受けるべき農薬の範囲を指定した件

(農林水産省告示第四百三十三号)

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第八条第一項（同法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、再評価を受けるべき農薬の範囲を指定したので、同法第八条第一項及び第三項（これらの規定を同法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、当該農薬の範囲並びに再評価を受けるべき者が提出すべき資料及びその提出期限を次のように告示する。

令和八年三月二十七日

### 一 農薬の範囲

農薬取締法第三条第一項又は第三十四条第一項の登録を受けている農薬のうち、別表に掲げる有効成分を含む農薬

### 二 再評価を受けるべき者が提出すべき資料

- 1 農薬取締法施行規則（昭和二十六年農林省令第二十一号）第二条第一項各号（第三号、第四号及び第十一号を除く。）に掲げる資料。ただし、農薬の使用方法その他の事項からみて当該資料の一部の提出を必要としない合理的理由がある場合においては、当該資料を提出することを要しない。
- 2 資料提出期限の始期の六月前から起算して少なくとも過去十五年間に公表された当該再評価を受けるべき農薬の安全性に関する文献の写し並びに当該文献の収集、選択及び分類の過程、結果等を取りまとめた報告書

### 三 提出期限

- 1 別表第一号、第四号、第五号、第十号から第十四号、第十九号、第二十二号、第二十八号、第三十四号、第三十八号、第三十九号及び第四十一号に掲げる有効成分を含む農薬 令和十年四月三日から令和十年六月三十日まで
- 2 別表第二号、第三号、第七号、第十六号、第二十一号、第二十七号、第三十三号及び第三十五号に掲げる有効成分を含む農薬 令和十年七月三日から令和十年九月二十九日まで
- 3 別表第九号、第十七号、第二十三号から第二十五号、第二十九号、第三十二号、第三十七号及び第四十号に掲げる有効成分を含む農薬 令和十年十月二日から令和十年十二月二十八日まで
- 4 別表第六号、第八号、第十五号、第十八号、第二十号、第二十六号、第三十号、第三十一号及び第三十六号に掲げる有効成分を含む農薬 令和十一年一月四日から令和十一年三月三十日まで

### 別表

- 一 D B E D C
- 二 イプコナゾール
- 三 エトキサゾール

- 四 エトキシスルフロソ
- 五 塩酸レバミゾール
- 六 オキシリニック酸
- 七 クレトジム
- 八 クロリダゾン (PAC)
- 九 クロルチアミド (DCBN)
- 十 クロルフルアズロン
- 十一 クロルメコート
- 十二 シフルトリソ
- 十三 シフルフェナミド
- 十四 シプロコナゾール
- 十五 シメコナゾール
- 十六 ジメタメトリソ
- 十七 酒石酸モランテル
- 十八 スワルスキーカブリダニ
- 十九 タラロマイセス フラバス
- 二十 チアクロプリド
- 二十一 チリカブリダニ
- 二十二 デスメディファム
- 二十三 トリコデルマ アトロビリデ
- 二十四 トリフロキシスルフロソナトリウム塩
- 二十五 バリダマイシソ
- 二十六 ピリフタリド
- 二十七 ピリプロキシフェソ
- 二十八 フェソプロパトリソ
- 二十九 フルオルイミド
- 三十 フルシトリネート
- 三十一 フルミオキサジン
- 三十二 プロクロラズ
- 三十三 プロジアミン
- 三十四 プロピザミド
- 三十五 プロヘキサジオソカルシウム塩
- 三十六 フロラスラム
- 三十七 ボスカリド
- 三十八 ポリオキシソ複合体
- 三十九 メトスルフロソメチル
- 四十 メトミノストロビン
- 四十一 リムスルフロソ